

事務名	理容所の開設者の地位の相続、法人の合併又は分割による承継の届出
根拠法令	理容師法第 11 条の 3 第 2 項

前項の規定により理容所の開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。